

## 消費者問題に対する経団連の基本的な考え方

2013年3月12日

経 団 連

## 1. 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」について

- ・ 悪質事業者などによって少額の損害を被った多数の消費者に対して、一括して迅速な救済を行うことは経済界としても重要と考えている。
- ・ 一方、制度の導入により濫訴を招き、健全な事業活動を委縮させ政府の推進する成長戦略を阻害してはならない。濫訴を生じさせないよう、引き続き、慎重な検討が必要である。

## 2. 消費者の財産被害に係る行政手法について

- ・ 悪質事業者による財産被害に対して行政による早期対応を検討することには賛成である。
- ・ しかし、行政措置を検討するにあたっては、既存の行政法規によって対処が不可能なのかを十分精査するとともに、現在行われている健全な事業活動に悪影響を与えないよう、慎重な検討をすべきである。

## 3. 消費者契約法の見直しについて

- ・ 消費者契約法違反を行う悪質な事業者の問題行為に対して厳格に対処していくことにより、健全な市場を作ることは重要である。
- ・ ただし、見直しにあたっては、いかなる消費者被害が生じており、現行法での対処で不十分な点があるかを十分に精査する必要がある。

以 上